

奈良県告示第三百五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所 所長 篠原 吉之
葛城市新町二二八番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋アルミニウム株式会社新庄製造所
葛城市新町二二八番地の一
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第二十六号のホに掲げる廃ガス洗浄施設一基
特定施設の能力	二五 ³ m ³ /分
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	着工後二十日後
特定施設の使用開始予定年月日	完成後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位)	の値							項目	季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間			
	特汚	定染	施状	設態	かの	ら通	排常				出の	さ値	れ及
○・〇五	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)		浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	水素イオン濃度(水素指数)	通常	なし	終日(二十四時間)		
○・三五			七五			七〇〇	二、五〇〇	九・二	最大				

m³

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類の 種類 (以下「A施設」及び「B施設」とする)	処理施設の構造		処理施設の能力		汚水等の処理方法		処理施設の工事着手予定年月日	処理施設の工事完成予定年月日	処理施設の使用開始年月日		処理施設の 使用時間
	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設			B施設	A施設	
雑排水処理装置及びアルペースト製造排水処理装置		鉄筋コンクリート		五〇m ³ /日		二〇〇m ³ /日	固定床式活性汚泥法	既設(全ての施設)	昭和三十六年八月一日(既設)	昭和三十五年一月七日(既設)	終日(二十四時間) (全ての施設)

季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）
なし（全ての施設）

汚水等々の処理施設に於ける通常の処理前及び最大値	窒素含有量（単位 mg/l）		浮遊物質（SS）（単位 mg/l）		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg/l）		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg/l）		水素イオン濃度（水素指数）		項目		
	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	通常	最大	
りん含有量（単位）	五〇	五五	五〇	一〇〇	七〇	一五〇	七〇	一五〇	二・五	七・〇	七・〇	七・二	通常
	六〇	七〇	八〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	三・五	一・五	五・八	八・六	最大
	二五	三八	一五	一五	九・一	九・〇	六・〇	六・〇	七・二	七・〇	七・〇	七・二	通常
	三五	四六	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	八・六	五・八	五・八	八・六	最大

汚濁状態				項目
浮遊物質 (SS)	COD (単位 mg/l)	化学的酸素要求量 (BOD) (単位 mg/l)	水素イオン濃度 (水素指数)	
六・三	六・七	三・二	七・七	通常
一一	八・三	七・〇	八・〇	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大の量 (単位 m ³)	抽出物質含有量 (単位 mg/l)				
	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設
三六・一	三四・六	四・〇	三・五	〇・二六	
四九・七	五〇	五・〇	五・〇	〇・四	
三六・一	三四・六	一・〇	一・〇	以下	〇・〇五
四九・七	五〇	一・四	一・四	〇・一	

排出水の量(単位 m ³ /日)	排出水の			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/l)	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	(単位 mg/l)
一九五・七	一・〇	〇・五	二二・三	
二二四・七	一・〇	〇・六七	三一・〇	